

企業の健全な水循環の取組を サポートする環境の整備に向けた 取組の検討状況等について

令和5年5月

内閣官房 水循環政策本部事務局

企業連携水循環ウェビナー～国際的動向を踏まえた水循環の取組～（R5.2.16）

○2月16日に、企業連携水循環ウェビナー（第1回）を開催し、企業が健全な水循環の取組に円滑に取り組めるよう、企業支援の環境整備の取組、国際的な動向、節水技術や水源涵養について紹介。

I 開催概要

1. 日 時 : 令和5年2月16日(木) 14:00～16:00
2. 方 法 : Web配信
3. 主 催 : 日本水フォーラム及び
内閣官房水循環政策本部事務局
4. 講演者(敬称省略)
 - ① 企業支援の環境整備の取組の全体説明
 - ・中川雅章(内閣官房水循環政策本部事務局参事官)
 - ② 国際的な動向
 - ・吉田広人(八千代エンジニアリング(株)
サステナビリティサービス課長)
 - ・榎堀都((一社)CDP Worldwide-Japan
アソシエイト・ディレクター)
 - ③ 節水技術
 - ・育野望(栗田工業(株)ウォーターソリューション推進部長)
 - ・本多哲之(オルガノ(株)経営統括本部長)
 - ④ 水源涵養
 - ・永田努(熊本市環境推進部長)
 - ・木戸啓之(味の素AGF(株)サステナビリティ推進部長)

II 結果概要(アンケート結果)

(2) 具体的コメント(抜粋)

① 講演内容についてのコメント

- ・水循環に関する知見を多面的に知ることができました。
- ・それぞれについて、より詳しく掘り下げた構成も期待します。
- ・国際的な動向や国が取り組もうとしている内容についての説明により、概要をイメージすることができた。
- ・国際的な動向を知る機会があまりないため、参考になった。
- ・企業として、水、森林の取組のイメージがわかりました。弊社でできることを模索、検討してみたいと思います。
- ・各企業がどのような取組を進めているのか具体的な事例は大変参考になる。
- ・節水技術について、当社にも活かせるかと思い、大変参考になりました。
- ・水源涵養について短い時間の中で具体的なお話を聞いて良かったです。
- ・AGF様の森林保全の取組は弊社も進めており、大変参考になりました。

② 次回以降のウェビナーにおける望ましいテーマ

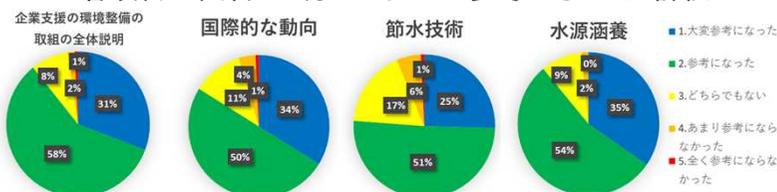
- ・今回のような方向性と背景。
- ・企業として水資源活用の情報開示に取り組むため、TNFDの水資源観点からの最新動向について知りたい。
- ・引き続き、国際情勢や国内では中小事業者の取組などをご紹介いただければありがたいです。
- ・実際の企業の取組事例を具体的に知りたい。
- ・節水技術について、更に具体的な内容の説明情報が知りたい。
- ・水源涵養に取り組んでいくために必要な初期準備から実行までの具体的なプロセスについて知りたいです。また、企業と水源涵養を求める地域のマッチングについても、情報プラットフォーム等があれば知りたいです。
- ・水源涵養の効果を数値で表したいと考えています。ごく簡単な計算方法などを学べるウェビナーがあれば是非参加させていただきたいと思います。
- ・水についての取組は様々なステークホルダーとの関わりが重要とのことであったが、その関わり方について具体的な事例や地域の巻き込み方が知りたい。

II 結果概要(アンケート結果)

ウェビナー終了後のアンケートでは約130の回答

(1) 講演の評価

各項目の回答の4分の3以上が参考になったと評価



国連水会議2023における取組の紹介（R5.3.24）

○3月24日に、国連水会議2023のサイドイベント「SDG6と気候変動対策の達成を牽引する官民パートナーシップの推進」において、日本水フォーラムより、企業の健全な水循環の取組に関する取組を紹介。

I 国連水会議2023の概要

- ・2023年3月22日から24日まで、46年ぶりに水に特化して開催された国連会議（国連「水の国際行動の10年」中間レビュー会合）
- ・約200の国・地域・機関から首脳級20人・閣僚級120人を含む6,700人以上が参加し、水分野のSDGs達成に向けて討議

II サイドイベント「SDG6と気候変動対策の達成を牽引する官民パートナーシップの推進」

1.趣旨

公的機関だけ、もしくは民間一機関だけの取組では、総体的な解決が見込めない気候変動対策について、水循環管理における民間と公共のパートナーシップに焦点を当て、持続可能性や規模拡大に関する課題に対処する方策について議論。

2.発表者

- ・スウェーデン国際水機関
- ・ウォーターエイド
- ・デンマーク水フォーラム
- ・フィンランド環境機構
- ・Eau de Paris社
- ・Professional Federation of Water Companies
- ・日本水フォーラム
- ・韓国水フォーラム
- ・ザ・ネイチャー・コンサーバンシー

3.日本水フォーラムの発表内容

- ・日本は官民連携パートナーシップを通じた健全な水循環のための取組を制度的な枠組みと民間企業の自発的な取組から実施。
- ・日本政府は、水循環基本法を施行。
- ・制度的な枠組みから派生した行動と並行して、多くの民間企業も自発的な取組を開始。
- ・民間企業の推進力は気候関連の財務開示であり、自然に関する財務開示タスクフォースも健全な水循環とSDGsに関心。
- ・民間企業は、政府の取組とのより一体的なアプローチや協力を通じて、国際的な傾向に対応するための支援を必要。
- ・日本政府は企業の健全な水循環の取組を官民連携でサポートするプラットフォームで、ウェビナーや知見の共有、相談窓口等を提供。
- ・健全な水循環のための企業の取組を支援する環境の整備により、持続可能な水の利用に貢献。



（出所：日本水フォーラムウェブサイト）

「健全な水循環」とは

- 水循環基本法第2条第2項において、「健全な水循環」とは「人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環」と定義。



- 同法第6条において、「事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。」と規定。
- 企業はその事業活動において水を利用しており、節水や水源涵養等により利用した水の維持又は回復に努め、健全な水循環に資する取組を行うことは重要。
- その際、地域によって水資源の状況は様々であり、将来の気候変動リスクを含め、水資源の状況が把握できる場合には、そのような状況の考慮も大切な視点。

取組の検討状況について

プラットフォーム（仮称）の整備

- 企業が健全な水循環の取組を円滑に進められるよう、以下の①～⑤のような情報共有や評価等の活動を「プラットフォーム（仮称）」として一体的に実施。
- 令和5年度中に、ポータルサイト・相談窓口の開設や情報配信希望者の登録受け等を行い、「プラットフォーム（仮称）」の活動を開始し、段階的に活動を充実していく予定。

①総合窓口（ポータルサイト・相談窓口）の開設

- 現在、水循環政策本部のホームページにおいて、令和4年11月開催の本有識者会議や、令和5年2月開催の企業連携水循環ウェビナーについて個別に情報提供。
- 企業が関連する情報を円滑に入手でき、状況に応じて相談できるよう、令和5年度中にポータルサイトや相談窓口の開設を予定。ポータルサイトでは、以下のような情報の掲載を検討中。
 - ・有識者会議の資料・議事概要
 - ・ウェビナーの開催案内、講演資料
 - ・企業の取組の紹介
 - ・認証を受けた企業の紹介
 - ・企業が水源涵養の取組を行うための森林管理や水田湛水等のフィールドの紹介
 - ・水源涵養の取組を進める自治体が企業に求める協力の内容 等

取組の検討状況について

②企業の健全な水循環の取組の収集・発信

- 令和5年2月開催の企業連携水循環ウェビナーにおいて、企業の具体的な取組内容についての情報提供を求めるコメント。
- 具体的には、企業の取組について、以下のような項目を中心に、可能な範囲で整理することを検討中。
 - <項目案>
 - ・取組に至った背景
 - ・取組の具体的な内容
 - ・取組によるメリットや工夫した点など
 - ・参考となる写真や、関連資料のURL、問合せ先

③ウェビナーの開催

- 令和5年2月に「国際的動向を踏まえた水循環の取組」をテーマに「企業連携水循環ウェビナー」を開催。
- 参加者へのアンケートを踏まえ、令和5年度は、9月ごろと冬に、それぞれ節水技術や水源涵養の具体的な取組を中心としたウェビナーの開催を検討中。

取組の検討状況について

④企業の取組を積極的に評価する仕組みの検討

- 前向きな取組を行っている企業を認証などにより評価する制度やロゴマーク等について、他の制度の事例も参考に、評価の仕組み等について検討中。

⑤学などとの連携

- 企業のニーズに応じて有識者やコンサル等の紹介ができるよう、学会等との連携の可能性について検討中。

企業の取組を積極的に評価する仕組みの考え方（素案）

1. 趣旨

- 企業からは前向きな取組を評価してもらうことがインセンティブになるとの声も聞かれ、企業による健全な水循環に資する取組を進めていくためには、一定の水準以上の取組を行う企業を積極的に評価していくことは重要ではないか。
- TCFDやTNFDなど、気候変動や自然資本に関し、投資家向けに詳細な情報開示を行う枠組みの整備が進みつつある一方、国民・住民等に対して比較的簡易に企業の健全な水循環に資する取組をアピールする仕組みは十分でないのではないか。
- これらを踏まえ、投資家向けの情報開示の枠組みへの対応は進めつつ、企業の取組を積極的に評価する仕組みとしては、健全な水循環に資する取組を一定の水準以上行う企業を比較的簡易に評価し、分かりやすく示す仕組みを創設することにより、幅広い企業の取組を促すことを目指すこととするか。

健全な水循環の維持・回復
のための取組
(水循環に関する施策)

企業の健全な水循環に資する
一定水準以上の取組

企業の取組
(企業の水資源に関する取組)

認証

- ・ 様々な主体が将来にわたって水を持続的に利用
- ・ 地域の水資源の維持・回復

- ・ 企業の持続的な活動に必要な水を安定的に確保
- ・ 企業のブランド価値の向上

企業の取組を積極的に評価する仕組みの考え方（素案）

2. 認証の考え方

○企業の水資源に関する取組における健全な水循環との関連性を踏まえ、以下の①②のいずれも満たす企業（事業所）を認証することとするか。

①持続的な水利用に資する取組を行っていること

②地域の水資源の課題を踏まえ取組を行っていること

○上記①②の判断基準として、以下のように考えることとするか。

（①について）

- ・事業活動に利用する水について水源涵養による還元等を進めていること
 - ・事業活動に利用する水について再利用を進めていること
 - ・危機的な渇水等、水供給不足時における事業継続のための計画を定めていること
- 等

（②について）

- ・自治体等の地域の関係者が協働する健全な水循環に資する取組に参加していること
 - ・地域の水資源の賦存状況や流動を把握するなど、地域の水資源の状況を踏まえ取組を行っていること
 - ・企業の水資源に関する取組について地域の関係者と対話をしていること
- 等

企業の取組を積極的に評価する仕組みの考え方（素案）

3. 認証後の取組

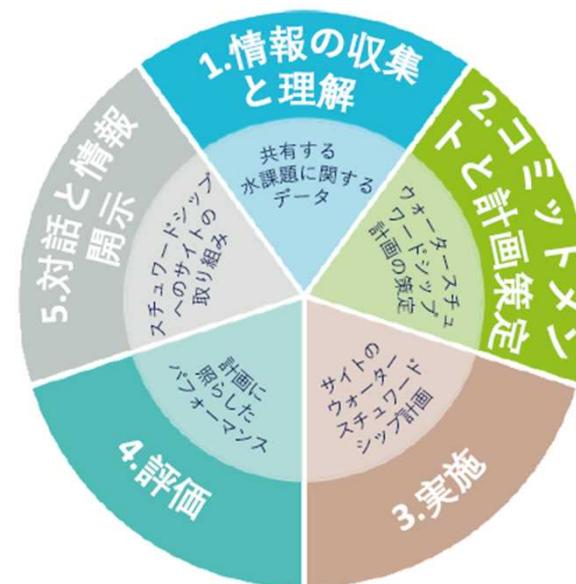
- 認証の仕組みの周知に努めるほか、認証を受けた企業について、以下のように取り組むこととするか。
 - ・認証を受けた企業によるPRに加え、ポータルサイトへの取組の掲載
 - ・認証を受けた企業による共通のロゴマーク等の使用の許諾

認証制度等の事例①

Alliance for Water Stewardship (AWS)

- この規格の実施を通じて、5つの主要なアウトカムを達成
 - ・適切な水資源ガバナンス
 - ・持続可能な水収支
 - ・適正な水質
 - ・水資源に関連する重要区域
 - ・すべての人へ安全な水と衛生設備、衛生環境を提供 (W A S H)
- 5つのステップそれぞれについて、基準と指標が設定されている。

	ステップ	基準の例
1	情報の収集と理解	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の物理的範囲を定義するための情報収集 (取水する水源、放流場所、影響を及ぼすとともに依存する流域等) ・関係するステークホルダーとその人々が抱える水課題等の理解 ・拠点の水関連データ、流域の水に関連するデータの収集 (水収支、水質・水資源に関連する重要区域等)
2	コミットメントと計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーター・スチュワードシップ戦略及び計画の策定
3	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の水収支や水質に関する目標を達成するための計画の実施
4	評価	<ul style="list-style-type: none"> ・計画で定められたアクション・目標に照らして、拠点のパフォーマンスを評価し、アウトカム達成への貢献度を明示 ・ウォーター・スチュワードシップ計画の評価・更新
5	対話と情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーター・スチュワードシップ計画について関係するステークホルダーと対話 ・共有する水課題に協同して対処する取組について開示



(出所：AWS「ウォーター・スチュワードシップ国際規格」を基に内閣官房水循環政策本部事務局作成)

認証制度等の事例②

森林×脱炭素チャレンジ2023

○目的

森林整備等を通じて脱炭素社会の実現に取り組みやすい環境整備を進めることを目的に、森林の適切な整備・保全に貢献する企業等の取組や森林由来J-クレジットの認知度を高めるとともに、一層の取組の拡大を図るため、森林に係るCO₂吸収量等に着目して、優れた取組を顕彰する制度。

○募集内容

<森林づくり部門>

- (1) 整備した森林に係る1年間のCO₂吸収量
- (2) 森林整備に関する取組内容

<J-クレジット部門 (2023新設) >

- (1) 無効化した*J-クレジット (CO₂吸収量)
- (2) 無効化したJ-クレジットに関する活動内容・効果

*カーボン・オフセットに用いたクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、無効にすること。

○表彰及びグリーンパートナーの公表等

- ・優れた取組については農林水産大臣賞、林野庁長官賞を授与。
- ・全ての応募者は森林整備への支援等を通じて脱炭素に貢献する「グリーンパートナー」として林野庁ウェブサイト公表するとともに、「グリーンパートナーマーク」の使用を可能とする。



<グリーンパートナーマーク>

国土強靱化貢献団体

○目的

国土強靱化実現のためには、企業・団体等を含めた社会全体のレジリエンス強化が必要。このため、事業継続 (BCPの策定と運用) に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者 ((一社) レジリエンスジャパン推進協議会) が認証する仕組みを創設。

○「国土強靱化貢献団体」認証の取得要件

- ①事業継続の方針策定、②同分析・検討の実施、③同戦略・対策の検討と実施、④具体の計画策定、⑤見直し・改善の仕組み、⑥事前対策の実施、⑦教育・訓練の実施、⑧担当者の経験と知識、⑨重大な法令違反がない

※上記に加え、以下の要件のうち1項目以上を満たせば「国土強靱化貢献団体 (+共助)」を取得。

- ⑩社会貢献が定められている
- ⑪社会貢献の実績
- ⑫従業員等の社会貢献を支援する制度
- ⑬従業員等の社会貢献の実績
- ⑭上記以外の社会貢献の実施



◆企業が水源涵養の取組に関わりやすくする仕組みの検討

○森林管理による水源涵養の取組

- ・ 企業と植林・間伐等の森林管理を行うフィールドとのマッチング等、企業が森林管理による水源涵養の取組に関わりやすくする仕組みについては、自治体や国有林野担当部局等のほか、カーボンニュートラルの取組と連携し、企業にフィールドの紹介を行う等の仕組みについて検討するか。
- ・ その際、企業の協力の仕方としては、実際の森林管理への従事や資金の提供など多様なものとするか。
- ・ 森林管理への協力を行った企業については、ポータルサイトへの取組の掲載のほか、フィールドでの看板の設置などを行うことができることとするか。

○農業生産活動（水田の湛水を含む）による水源涵養の取組

- ・ 企業が水田の湛水等による水源涵養の取組に関わりやすくする仕組みについては、自治体や、土地改良区、水田の湛水に取り組む活動組織等と連携し、企業にフィールドの紹介を行う等の仕組みについて検討するか。
- ・ その際、企業の協力の仕方としては、水田の湛水への協力のほか、水源涵養に資する水路の管理などの農業生産活動への協力についても考えられるか。
- ・ 水田の湛水への協力等の水源涵養の取組を行った企業については、ポータルサイトへの取組の掲載のほか、フィールドでの看板の設置などを行うことができることとするか。

水源涵養の仕組みの全国的な整備

◆涵養量などの定量的な評価手法の検討

○森林管理による水源涵養の取組

- ・ 比較的簡易かつ汎用性のある水源涵養量の定量的な評価手法については、森林管理を行う地域の降水量や、森林の現況、地形・地質等を踏まえ検討するか。

○農業生産活動（水田の湛水を含む）による水源涵養の取組

- ・ 比較的簡易な水源涵養量の定量的な評価手法については、地域の水田における地下への水の浸透量等を踏まえ検討するか。

水源涵養の仕組みの全国的な整備

国民参加・企業等との連携による森林づくりの事例

< 国有林による森林づくりの場の提供 >

○協定締結による国民参加の森林づくり

植樹、下草刈り等の森林づくりや体験活動の場として、企業等が国と協定を締結することにより、国有林を活用できる仕組み。活動目的に応じて「社会貢献の森」、「ふれあいの森」などの種類がある。

○法人の森林

国有林の分収林制度*を利用して、企業等が国と契約を締結し、社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う。

*企業等と国が共に森林を造成・育成し、伐採後に収益を一定の割合（持分割合）で分け合う制度。

< 国民参加による植樹等の推進対策 >

民間企業、ボランティア団体、行政等の多様な主体が参画し、企業、ボランティア団体等のマッチング、植栽場所のコーディネート等を行うサポート体制の構築を支援。

あわせて、地域間連携等に向けたネットワーク化、課題解決に向けた助言等を通じた支援を実施。

サポート体制の構築
(地域のNPO、企業、地方公共団体等で構成)

- SNS、ウェブサイト等での情報提供
- 活動場所、参加者、活用可能な資金等の情報を一元管理
- 人、場所、資金等のマッチング等の支援

相談

支援

NPO、企業等の活動主体

水田の湛水に取り組む企業との関わり

< 土地改良区や活動組織について >

○土地改良区とは

土地改良区とは、農業者で組織され、土地改良事業により整備された水路、取水施設の維持管理を行う団体

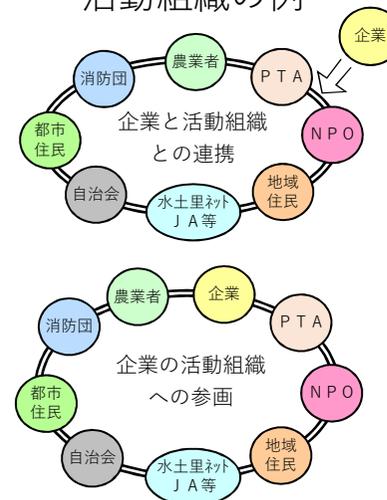
土地改良法の規定に基づき都道府県知事の認可により設立

○水田の湛水に取り組む活動組織とは

「多面的機能支払交付金」を活用し、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を行う組織

農業者、地域住民、団体などで構成

活動組織の例



共同活動の例



水田への湛水



水路の泥上げ

スケジュール（想定）

	R4年度 11月～3月	R5年度 4月～6月	R5年度 7月～9月	R5年度 10月～12月	R5年度 1月～3月	R6年度	R7年度
有識者会議	● 第1回	● 第2回		● 第3回		年2回程度開催	
プラットフォーム （仮称）の整備	プラットフォーム（仮称）の整備に向けた検討			プラットフォーム （仮称）の整備		プラットフォーム （仮称）の運用	
総合窓口 （ポータルサイト）	コンテンツの検討、掲載情報の収集			ポータルサイト作成		ポータルサイト運営	
企業の取組の 収集・発信	事例収集・発信方法の検討			事例収集・整理、公表			
ウェビナー	● 第1回		● 第2回		● 第3回	年2回程度開催	
企業の取組の 評価の仕組み	評価の仕組みの事例 収集、事前検討		評価の仕組みの検討、整備			運用	
学などとの連携	企業のニーズの把握、有識者等を紹介する体制の検討・整備					有識者等の紹介	
水源涵養の取組 に関わりやすく する仕組み	水源涵養の取組の 事例収集・分析		仕組みの検討・確立			運用	
涵養量などの 定量的な評価	定量評価の事例 収集・分析		定量的な評価手法の検討・提示			周知・運用	
流域マネジメント との連携	流域において企業 が行っている 事例の収集		手引きの見直し		手引きの周知・運用		
国際的な取組	● 国連水会議			● 世界水フォーラム			